

生徒に対する「わいせつな行為」防止校内ルール

令和2年6月10日

梓川高等学校非違行為防止委員会

- 1 原則として生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。指導上やむを得ない場合は、あらかじめ指導に当たる職員が他職員に対し、生徒への指導をしていること（場所、時間等）を周知して行う。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
- 3 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 6 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。